

# 江東区立学校における 働き方改革推進プラン

〈 令和8年度 ~ 令和10年度 〉

令和8年4月

江東区教育委員会





# 教育すなっぷしゅと



# 目 次

<b>1</b>	計画の趣旨・現状 .....	1
	(1) 計画の趣旨	
	(2) 本区の現状	
	(3) 令和7年度までの取組	
<b>2</b>	目標 .....	5
<b>3</b>	計画の期間 .....	7
<b>4</b>	実施する業務量管理・健康確保措置の内容 .....	7
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
	(2) 学校における措置の推進	
	(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
<b>5</b>	関連する取組 .....	11
<b>6</b>	今後のフォローアップについて .....	12
	<b>参考</b>	
	学校と教師の業務の3分類 .....	13

### (1) 計画の趣旨

学校における働き方改革を進めるためには、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、改革の方向性を示した実施計画を策定することが必要です。

江東区教育委員会では、平成29年12月に国が示した「学校における働き方改革に関する緊急対策」や、東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」を受け、平成30年2月に「学校における働き方改革検討委員会(以下、「検討委員会」といいます。)」を設置し、学校における働き方改革を一層推進するため、平成30年10月に「江東区立学校における働き方改革推進プラン」(以下、「プラン」といいます。)を策定し、その後も令和5年4月に改定を行うなど、区立幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校(以下、「区立学校」といいます。)における勤務環境の改善を図ってきました。

そうした中で、令和8年4月1日には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(以下、「改正給特法」といいます。)が施行され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けされることとなりました。本区においても教育推進プラン・江東(第3期)が策定され、働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇改善、充実を図るため、この度、令和8年度から令和10年度を期間とするプランの改定を行いました。

区教育委員会として、教職員の勤務状況を改善し、働きやすさと働きがいの両立を実現するとともに、教師が学びの専門職として、こどもに全力で向き合えるようにするため、学校教育の質の向上を通じた、よりよい教育の実現を目指してまいります。

## (2)本区の現状

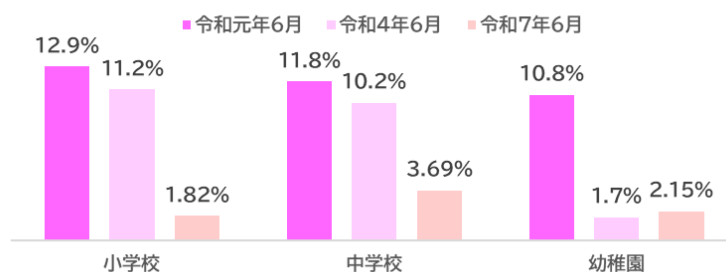
### ① 教員の勤務時間の状況

区教育委員会では、東京都における当面の目標であった「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」を参考に、教員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

取組の結果、本区における教員の週当たりの在校時間の状況は改善されてきていますが、依然として長時間勤務の教員がいる状況にあります。

※上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働が概ね80時間となる状態を週当たりに換算したものです。

週当たりの在校時間が60時間を超える教員の割合



※義務教育学校（前）は小学校に、（後）は中学校に含める。

### ② 教員の年次有給休暇取得状況

区教育委員会では、教員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、夏季・冬季に学校閉庁期間を設け、休暇を取得しやすい環境を整備してきました。

取組の結果、年次有給休暇の取得日数は増加傾向にありますが、依然として、十分な休暇が取得できていない現状にあります。

■ 教員の年次有給休暇の取得状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	17.1日	16.7日	17.1日	16.2日
中学校	14.7日	15.1日	15.8日	15.0日
幼稚園	9.0日	9.3日	11.7日	11.2日

※義務教育学校（前）は小学校に、（後）は中学校に含める。

### (3)令和7年度までの取組

令和7年度までの取組については、4つの方向性について、以下のとおり取組を進めてきました。

	取組の方向性		これまでの取組(カッコは開始年度)
1	学校運営の効率化	(1)部活動	○部活動休養日の設定、部活動指導員の試行実施(平成30年度) ○部活動指導員の本格実施(令和元年度) ○地域クラブ活動事業の試行実施(令和5年度)
		(2)働き方に係る取組や在校等時間の状況の公表	○区HPに「江東区立学校における働き方改革推進プラン」を掲載(平成30年度) ○区HPに働き方に係る取組や在校等時間の状況の公表(令和5年度)
		(3)教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減	○学校への照会ルール(メール等)の整理(平成30年度) ○学校への配布物縮減の依頼(令和2年度)
		(4)その他	○学校閉庁日の実施(平成30年度) ○留守番電話の導入(平成30年度) ○勤怠管理システムの導入(令和2年度) ○Challenge Wednesdayの開始(令和3年度) ○ワーク・ライフ・バランス推進強化ウィークの実施(令和5年度) ○学校園における配布物等のペーパーレス化(令和6年度)

#### 教員の研修会

**Challenge Wednesday**の活動例  
指導力や教員の資質向上のため、定期的に研究会や研修会を開催しています。



#### 部活動の地域移行(地域クラブ活動)

運営団体や地域活動団体と連携し、部活動の地域クラブ活動への段階的な地域展開を進めます。



2	実現に向けた 予算化等の 環境整備	(1)学校徴収金の 徴収・管理	○作業部会を設置し、管理適正化を検討 (平成30年度) ○学校給食費の無償化開始(令和5年度)
		(2)学校・保護者等 間における連絡手段	○緊急時一斉連絡システムの導入(平成23年度)
		(3)教師以外の 多様な専門的人材 の配置	○日本語指導員の配置(平成17年度) ○事務支援員(平成18年度) ○小1支援員の配置(平成20年度) ○スクールカウンセラーの配置(平成20年度) ○学校図書館司書の配置(平成23年度) ○スクールソーシャルワーカーの配置(平成26年度) ○「学校事務職員の標準的職務」制定(令和元年度) ○スクールロイヤーへの相談体制構築(令和元年度) ○スクール・サポート・スタッフの配置(令和元年度) ○事務補助(幼稚園)の配置(令和2年度) ○障害を有する幼児・児童・生徒のための学習支援 員の配置(令和2年度) ○副校長補佐の配置(令和2年度) ○ICT支援員の配置(令和2年度) ○特別非常勤講師(令和5年度) ○エデュケーション・アシスタントの配置(令和6年度)
		(4)各種システムの 導入	○採点システム導入(令和6年度) ○アレルギー管理システムの全校導入(令和6年度)
		(5)その他	○プール全自動ろ過機の配備(平成26年度) ○学校閉庁日におけるプール水質管理委託 (令和元年度) ○学校閉庁日における警備委託(令和元年度) ○学校マネジメント強化モデル事業(令和2年度)
3	業務分担にお ける庁内調整	区長部局と学校の 関係の整理	○学校園への調査照会、メール送信ルールの周知 (平成30年度)
4	保護者・地域 等との調整	(1)保護者・地域等 への理解促進	○区HPに働き方改革の取組について掲載 (令和3年度) ○広報誌「こうとうの教育」で働き方改革の取組状況 を掲載(平成30年度)
		(2)登下校時の対応	○児童通学案内等業務従事者(平成10年度)
		(3)その他	○コミュニティ・スクールの導入(令和2年度)

## 2 目標

区教育委員会は、これまで現行プランに基づき、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにすることを目指し、働き方改革を推進してきました。

取組の結果、教員の在校時間の状況は改善されてきているため、国の指針に基づき、以下のとおり新たな目標を設定し、すべての区立学校の教員のさらなる長時間労働改善を図ります。

### 【本区の目標】

➡ 時間外在校等時間が1か月45時間以下の教員を100%

➡ 1年間の時間外在校等時間が360時間以下の教員を100%

一方で、働き方改革の推進に当たっては、教員がその成果を実感できていることも重要です。このため、下表のとおり、①教員の時間外在校等時間のほか、②業務への負担・支援、③ワーク・ライフ・バランス、④仕事に対するやりがいの4つの切り口から、9つの成果指標及び目標値を設定し、目標の達成を目指して取り組んでいきます。

## ✓ 成果指標・目標値

	成果指標	現状	目標
時間外在校等時間	① 時間外在校等時間が1か月45時間以下の教員の割合	小:60.3% 中:55.2% 幼:82.0% (※1)	100%
	② 1年間の時間外在校等時間が360時間以下の教員の割合	小:54.3% 中:50.5% 幼:69.6% (※2)	100%
業務への負担・支援	③ ストレスチェック集団分析による「仕事の量・コントロール」に関する健康リスク値	99(※3)	100 以下
	④ ストレスチェック集団分析による「職場の支援」に関する健康リスク値	90(※3)	100 以下
ワーク・ライフ・バランス	⑤ 仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度(満足している教員の割合)	—	80%以上
	⑥ 教員(管理職等含む)の1年当たり年次有給休暇取得日数	小:16.2日 中:15.0日 幼:11.2日 (※2)	20日
仕事に対するやりがい	⑦ 授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合	—	80%以上
	⑧ 児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合	—	80%以上
	⑨ 教員としての仕事そのものについての満足度(満足している教員の割合)	—	80%以上

【参考】ストレスチェック・健康リスクとは

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、労働者のストレス状態を調べる検査。

労働安全衛生法において、労働者が50人以上いる事務所で実施が義務付けられている。

「健康リスク」は、全国平均(全国2.5万人の労働者の調査データから算出された基準値)を100として表す。値は低い方がよい傾向を示す。

※1 令和7年6月における時間外在校等時間が1か月当たり45時間以下の教員の割合

※2 令和6年4月から令和7年3月までの1年間のデータに基づき算出

※3 令和7年度のストレスチェックの結果

### 3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本区では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組んでまいります。

#### (1)「業務の3分類」※を踏まえた業務の見直し ※P13 **参考** 参照

##### 学校以外が担うべき業務

##### ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

登下校時の児童通学案内等業務従事者、地域住民による見守りや通学路防犯カメラの活用、警察などの関係機関との連携を行いながら、通学路における児童の安全確保を図ります。

##### ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することについて認識を共有していきます。

##### ③ 学校徴収金の徴収

給食費については無償化が実施され、教職員の負担軽減がされたため、その他学校徴収金についても負担軽減の取組の実施に向け検討していきます。

##### ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

連絡調整等については、地域学校協働活動員等の学校以外の主体が中心に行い、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとします。

##### ⑤ 保護者等から過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

国や都の動向を注視しつつ、スクールロイヤー等の専門スタッフと連携し、当該苦情等に対応できる体制を構築していきます。

## 🔗 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ⑥ 調査・統計等への回答

必要性を吟味した調査の数や項目の精選、デジタルツール等を活用することによって、学校の負担軽減の向上を図ります。

### ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

当該業務を学校において行う場合は、教師以外の人材が参画し、負担軽減を図ります。

### ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会と各機器の保守業者が連携を図りながら、対応できる体制を構築していきます。

### ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、管理業務については、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備していきます。

### ⑩ 校舎の開錠・施錠

機械警備による管理体制を継続し、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備していきます。

### ⑪ 部活動

「江東区学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、運営団体や地域活動団体と連携し、段階的に休日部活動の地域移行を進めるとともに、部活動指導員等の適切な配置を図りながら部活動に係る教職員の負担を軽減していきます。

## 🔗 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ⑫ 給食の時間における対応

給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭等と連携し、給食時における児童・生徒の見守りについては、児童・生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築していきます。

### ⑬ 授業準備 ⑭ 学習評価や成績処理

引き続き、スクール・サポート・スタッフ等の配置や、校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

### ⑮ 学校行事の準備・運営

学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と教師以外の人材が連携し、必要に応じ、業務委託その他の方法を検討していきます。

### ⑯ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

こどもを取り巻く多様で困難な問題にも十分に対応するため、児童・生徒の課題の状況に応じ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の多職種専門人材を適切に配置し、教師との協働を促進していきます。

## (2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

### ① 各学校の総授業時数の見直し

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定し、特に、標準授業時数(小4以上は年間で1015 単位時間以上)を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

### ② 日時活動の見直し

当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

### ③ デジタル技術の活用

デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%にします。【R6 結果:47%】

### ④ 勤務時間外における電話対応

勤務時間外の留守番電話機能等により外部からの電話等には対応しない環境を引き続き整備し、電話の録音機能については全校に設置を検討していきます。



### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組んでまいります。

#### ① 産業医による面接

1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施します。

#### ② ストレスチェック

ストレスチェックの受検率の向上を図り、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進していきます。

#### ③ 相談窓口

心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医による長時間労働者への面接指導を受けるよう促していきます。

#### ④ ワーク・ライフ・バランス

定時退校を推進するとともに、まとまった年次有給休暇の取得ができるよう、教員のワーク・ライフ・バランスを引き続き推進していき、男性の育児休業取得率の向上を図ります。

#### ⑤ 多様な勤務形態の構築

早出遅出勤務制度を推奨し、テレワークが可能な環境整備を図り、実施を検討していきます。



## 5 関連する取組

### ✓ 専門的な人材の確保

学校での児童・生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組んでまいります。

### ✓ 目標の達成状況の把握

時間外在校等時間及び年次有給休暇取得日数にかかる目標の達成状況については、本区で導入している勤怠管理システムで把握し、その他の目標については、本区で導入しているストレスチェックの結果から把握します。

### ✓ 学校の課題解決に向けた支援・指導

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施していきます。

### ✓ 計画の周知

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施していきます。

### ✓ 保護者・地域の理解促進

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本区における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでまいります。



## 参考 学校と教師の業務の3分類

### 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



文部科学事務次官「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について」（令和7年9月26日）抜粋

### 参考 URL・参考文献

≪文部科学省≫

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/mext\\_00026.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/mext_00026.html)



≪東京都≫

- 学校における働き方改革について

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/staff\\_workstyle\\_reform\\_school/about](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/staff_workstyle_reform_school/about)



## ■ 計画策定、改定等の履歴一覧

版数	策定・改訂年月日	改定箇所・内容
第1版	平成30年(2018年)10月	初版作成
第2版	令和元年(2019年)9月	東京都が「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を示したことによる、区のプラン実施スケジュール等の更新。
第3版	令和5年(2023年)4月	プラン策定から4年が経過するなか、教育推進プラン・江東(第2期)が策定され、その中で教員の働き方改革の推進を位置づけたことから、目標の達成状況の検証や必要な施策の見直しを行い、プランを改定した。
第4版	令和8年(2026年)4月	令和8年4月1日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられた。区においても教育推進プラン・江東(第3期)が策定され、働き方改革の一層の推進を図るため改定を行った。

